

最終処分場の維持管理計画書

維持管理の項目	措置及び対策
1. 廃棄物の飛散及び流出防止に必要な措置	・埋立地外周にネットフェンスを設け、飛散防止を行う。また、飛散及び流出しやすい廃棄物を搬入した場合には、即日覆土を行うなど必要に応じて覆土を施すことで飛散、流出を防止する。
2. 悪臭の発散防止に必要な措置	・埋立物の種類を適正に管理することにより、悪臭の発生を抑制する。 ・悪臭を発散しやすい廃棄物を搬入した場合には、即日覆土を行うなど必要に応じて覆土を施すことで悪臭の発散を防止する。 - また、必要に応じて、防臭剤散布を検討する。
3. 火災の防止、防火に必要な措置	・可燃性ガスの発生に対しては、発生ガス対策設備により対処し、また、火災発生時には、調整槽を利用する他、消火器の常備、消火用土砂を確保しておく。
4. ねずみの生息及び害虫の発生の防止に必要な措置	・埋立物の種類を適正に管理することにより、衛生害虫等の発生を抑制する。 ・必要に応じて覆土や薬剤散布を施し、衛生害虫等の発生を抑制する。
5. 埋立地への立ち入りを防止するのに必要な措置	・埋立地の搬入口に門扉を設け、埋立地の周辺は飛散防止用のフェンスで代替させる。 ・搬入口の門扉際には、共同命令に基づく立札を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書き換えることとする。
6. 貯留構造物に対する維持管理	・定期的に点検し、崩壊するおそれがあると認められる場合には、速やかに防止する措置を講ずる。
7. しゃ水設備に対する維持管理	・しゃ水シート表面には、良質な土砂の被覆により保護するものとし、定期的に点検し、機能の低下が認められる場合は速やかに修復を施す。
8. 周辺地下水の水質検査について	・本計画では、埋立地の上下流にモニタリング井戸を設置し、採水して定期的に検査を行い状況を把握するものとする。詳細は別紙モニタリング計画書のとおり。
9. 埋立地への雨水の流入防止の措置	・本計画では埋立地外周に水路を設け、埋立地外からの流入を防ぐ。また、定期的に水路の点検を行い、堆積した土砂等が認められる場合は速やかに除去する。

維持管理の項目	措置及び対策
1 0．浸出液処理設備の維持管理	・定期的に放流水の水質検査を行い、放流水の水質が規定された排水基準に適合するよう管理を行う。 - また、機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
1 1．発生するガスの排除	・底部集水管に並設して設ける竖集水塔を埋立に伴い順次立ち上げ、微量のガスを排除する。
1 2．埋立地の閉鎖に対する措置	・埋立完了後は、地盤をよく締め固め、厚さ0．5メートル以上の最終覆土を行う。 ・最終処分場は、埋め立てられた一般廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で閉鎖を行う。
1 3．維持管理の記録	・最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、5年間以上保存することとする。

モニタリング計画書

周辺水域の水質汚濁防止の観点から、浸出水及び地下水の水質を把握し、設置する遮水工が正常に機能しているかを監視していく。

(1) 浸出水及び地下水のモニタリング

浸出水は、原水及び処理水の水質を経時的に測定することで埋立ごみの分解、安定化の状況を常時把握する。

地下水は計画が谷地形を示すことより、最も地下水流が集中すると考えられる。谷底部の埋立地直下流地点にモニタリング井戸を1本、また影響度を比較するため上流側に1本設置し、地下水の水質を測定することで周辺水域の状況を監視していく。

(2) 遮水工のモニタリング

本計画の遮水工は、埋立地全面に二重構造の遮水シートを敷設することで外部への漏水を防ぐこととしているが、これらの遮水機能が維持されているか否かを監視するため、二重の遮水シートの間にモニタリング管を設置し、埋立地の締切壁下流部で監視できる構造とする。また、地下水集水管も下流に導水し、PH、誘電率を連続測定し同様の監視を行う。

モニタリング項目及び頻度

モニタリング項目	地点別モニタリング頻度								
	浸出水			放流水			モニタリング井 水		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
水 量	○			○					
水 温			○		○				○
P H			○	○	○		○		
電気伝導率							○	○	
B O D			○		○				○
C O D			○		○				○
S S			○		○				○
大腸菌群数			○		○				○
N－ヘキサン抽出物質						○			○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						○			○
T－N			○		○				○
T－P			○		○				○
C l ⁻						○		○	
その他（上記以外で法令に定めがあるもの）						○			○

頻度 A：毎日 B：週1回～1か月 C：1か月～12か月に一回以上

注）放流水のPH及びモニタリング井水の電気伝導率は、毎日の測定のほか、1か月に1回、委託業者による分析を実施する。

注）法令に定めがあるものとは「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表に規定する項目とする。